

南種子町移住定住促進住宅に入居される方へ

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

かねてから、本町行政の推進につきましては、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、南種子町移住定住促進住宅の取り扱いについて、下記のとおりお知らせいたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 住宅の名称・所在地及び家賃等

名称	所在地	構造	間取	戸数	家賃 (月額)	駐車場 使用料	備考
セトル平山	南種子町平山 149 番地	RC	2LDK	6	40,000 円	一区画 800 円/月	家電設備等を常備している住戸を使用する場合は、家電設備等使用料として別途、月額 5,000 円を入居者が負担するものとする。
セトル茎永	南種子町茎永 610 番地 1	RC	2LDK	6	40,000 円		
セトル下中	南種子町中之下 1015 番地 1	RC	2LDK	4	40,000 円		
セトル西之	南種子町西之 1823 番地 2	RC	2LDK	6	40,000 円		
セトル島間	南種子町島間 5655 番地 4	RC	2LDK	6	40,000 円		
セトル長谷	南種子町中之上 1794 番地 61	RC	2LDK	6	40,000 円		
			1LDK	2	30,000 円		

(家賃の納付)

家賃は、入居可能日から住宅を明け渡した日までの期間について徴収します。

入居者は、毎月末日（12 月分にあつては、翌年の 1 月 4 日）までに、当月分の家賃を納付してください。ただし、月の途中で住宅を明け渡す場合は、当該明け渡し日までに当月分を納付してください。

なお、当該納付期限が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、これらの日の翌日までに納付してください。

入居者が新たに入居した場合又は明け渡した場合において、当月の使用期間が 1 か月に満たないときは、当月の家賃は日割計算（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）します。

※明渡し届の手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、町で明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収します。

2 入居者の資格等

(1) 本町に移住定住（町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されること。）するために住宅を必要とする者であること。

- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (4) 町税等を滞納していない者であること。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 入居の申込み

入居の申込みをしようとする方は、南種子町移住定住促進住宅入居申込書（様式第1号）を提出してください。

（添付書類）

申込書には、申込者本人、同居しようとする親族その他申込者が扶養している者について、次に掲げる書類を添付してください。

- ・所得額証明書
- ・住民票の謄本の写し
- ・扶養の状況を証する書類
- ・町税等の滞納がないことの証明（納税証明書）
- ・申込者本人に婚姻の予定者がある場合は、その婚姻の予約を証する書類
- ・その他町が必要と認める書類（町内の方は推薦書）

4 入居の決定

入居者の選考は、公開抽選等の方法により行います。

（抽選の順序）

- (1) 同居しようとする親族の中に小中学校の者がいる。
- (2) 同居しようとする親族の中に満18歳未満の者がいる。
- (3) 上記以外の親族がいる。

※人数が多い者を優先します。

※数が同数の場合は、くじ引きにより抽選の順序を決定します。

入居決定者に対し、南種子町移住定住促進住宅入居決定者通知書（様式第2号）を通知します。

5 入居の手続き

定期賃貸住宅契約書及び誓約書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して入居手続きを行ってください。

（添付書類）

- ・連帯保証人の印鑑証明書（発行後3か月以内）
- ・連帯保証人の所得額証明書（発行後3か月以内）
- ・連帯保証人の町税等の滞納がないことの証明（発行後3か月以内）
- ・確約書（様式第5号）
- ・敷金を納付してください。

※連帯保証人は町内又は県内に住所（他の公的住宅の居住者でない者）を有し、独立して生計を営む者であること。ただし、住所については、やむを得ない場合は、この限りでない。

※次に掲げる方は連帯保証人の連署を省略できます。

- ・ 町が認めた家賃債務保証法人と家賃債務保証契約を締結し、かつ、身元引受人が署名した身元引受人届出書を提出した者。
- ・ 前号に掲げる者のほか、特別の事情があると認める者

6 入居手続の特例

10 日以内に入居手続ができない場合は、入居決定者通知書を受理した日から 10 日以内に南種子町移住定住促進住宅入居手続期間延長承認申請書（様式第 6 号）を提出してください。

南種子町移住定住促進住宅入居手続期間延長承認（却下）通知書（様式第 7 号）により通知します。

7 入居可能日通知

入居手続をした方に、南種子町移住定住促進住宅入居可能日通知書（様式第 8 号）を通知しますので、入居可能日から 10 日以内に入居してください。

8 入居届

入居したときは、入居した日から 30 日以内に南種子町移住定住促進住宅入居届（様式第 9 号）を提出してください。

（添付書類）

- ・ 住民票の謄本の写し

9 入居許可の取消し

期間内に入居手続をしないとき又期間内に入居しないときは、当該入居決定者の入居の決定を取り消す場合があります。

10 連帯保証人の変更等

入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該連帯保証人を変更し、承認を得なければなりません。

- （1）死亡したとき。
- （2）破産、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき。
- （3）住所又は居所が不明になったとき。
- （4）後見又は保佐開始の審判を受けたとき。
- （5）極度額（連帯保証人が保証しなければならない債務限度額）に達したとき。
- （6）町が必要と認めてその変更を求めたとき。

承認を受けようとする方は、南種子町移住定住促進住宅連帯保証人変更承認申請書（様式第 11 号）を提出してください。

（添付書類）

- ・ 誓約書（様式第 4 号）
- ・ 連帯保証人の印鑑証明書（発行後 3 か月以内）
- ・ 連帯保証人の所得額証明書（発行後 3 か月以内）
- ・ 連帯保証人の町税等の滞納がないことの証明（発行後 3 か月以内）

入居者に南種子町移住定住促進住宅連帯保証人変更承認（却下）通知書（様式第 12 号）により通知します。

入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先等に変更があったときは、南種子町移住定住促進住宅連帯保証人異動届（様式第 13 号）に、当該届出に係る異動があったことを証する書類を添えて、届け出なければなりません。

11 同居の承認申請等

入居者は、当該入居者の入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとするときは、承認を得なければなりません。

承認を受けようとする方は、南種子町移住定住促進住宅同居承認申請書（様式第 14 号）を提出してください。

（添付書類）※全て発行後 3 か月以内

- ・ 確約書（様式第 5 号）
- ・ 同居する者との関係を証する書類
- ・ 住民票の謄本の写し
- ・ 所得額証明書
- ・ 町税等の滞納がないことの証明
- ・ その他町が必要と認める書類

入居者に南種子町移住定住促進住宅同居承認（却下）通知書（様式第 15 号）により通知します。

入居者は、出生、死亡又は転出等により同居者に異動が生じたときは、速やかに南種子町移住定住促進住宅同居人異動届（様式第 16 号）に当該異動があったことを証する書類を添えて、届け出なければなりません。

12 入居の地位の承継の承認申請

入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該住宅に居住を希望するとき、又は入居者が同居の親族の扶養を受けることとなった場合その他当該入居者について特別の事情がある場合には、南種子町移住定住促進住宅入居承継承認申請書（様式第 17 号）により、承認を受けなければなりません。

（添付書類）

- ・ 入居者の地位の承継の事由を証する書類
- ・ 誓約書
- ・ その他町が必要と認める書類

申請者に、南種子町移住定住促進住宅入居承継承認（却下）通知書（様式第 18 号）により通知します。

13 敷金

入居者から入居時における 2 か月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収します。

14 修繕費用の負担

住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、町の負担とします。

ただし、入居者の責めに帰すべき理由により修繕の必要が生じたときは、入居者は、町の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければなりません。

15 入居者の費用負担義務

次に掲げる費用は、入居者の負担とします。また、入居者の共通の利益を図るため必要と認められるものを共益費として入居者から徴収します。

- (1) 電気、ガス、水道の使用料（共用部分に係るものを含む。）
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び汚物処理施設の使用又は維持管理に要する費用
- (4) 破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

16 修繕届

入居者は、住宅及び共同施設に修繕（町が負担する修繕に限る。）の必要が生じたときは、南種子町定住促進住宅修繕届（様式第 19 号）を提出してください。

17 入居者の保管義務等

- (1) 入居者は、住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければなりません。
- (2) 入居者の責めに帰すべき理由により、住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、当該入居者は、町を選択に従い、これを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければなりません。
- (3) 入居者は、周辺環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。
- (4) 入居者は、移住定住促進住宅を引き続き 1 か月以上使用しないときは、あらかじめ南種子町移住定住促進住宅不使用届（様式第 20 号）を届け出なければなりません。
- (5) 入居者は、移住定住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはなりません。
- (6) 入居者は、住宅を住宅以外の用途に使用してはなりません。ただし、南種子町移住定住促進住宅用途併用承認申請書（様式第 21 号）により承認を得たときは、住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができます。申請があったときは、南種子町移住定住促進住宅用途併用承認（却下）通知書（様式第 22 号）により通知します。
- (7) 入居者は、住宅を模様替えし、又は増築してはなりません。
- (8) 自治公民館に加入し、地域の公民館活動には積極的に参加、協力をしてください。

18 住宅の検査

入居者は、住宅を明け渡そうとするときは、30 日前までに南種子町定住促進住宅明渡し届（様式第 23 号）により届け出て、町の検査を受けなければなりません。

19 住宅の明渡し請求

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対し、住宅の明渡しを請求することがあります。

- (1) 不正の行為により入居したとき。
- (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
- (3) 住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (5) 条例の規定及び誓約書の条項に違反したとき。
- (6) 住宅の入居者相互の共同生活の秩序保持等のため、その他住宅の管理上必要があると認めるとき。

住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに住宅を明け渡さなければなりません。また、請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から明渡しを行う日までの期間について、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収する場合があります。

20 駐車場の使用者資格等

駐車場を使用しようとする者は、南種子町移住定住促進住宅駐車場使用許可申請書（様式第24号）を提出しなければなりません。

駐車場を使用することができる者は、次に掲げる者であって、自ら使用するため駐車場を必要とする者です。

- (1) 移住定住促進住宅の入居者及び同居者
- (2) その他特別な理由により町が必要と認める者

駐車場の使用許可を変更しようとする者は、南種子町移住定住促進住宅駐車場使用許可変更申請書（様式第25号）を提出しなければなりません。

申請者に、南種子町移住定住促進住宅駐車場使用（変更）許可（却下）通知書（様式第26号）により通知します。

なお、特別な事情がある場合、当該駐車場使用許可の取り消しをすることがあります。

21 罰則

入居者が詐欺その他不正の行為により、家賃又は条例等に規定する損害賠償金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことがあります。